

※令和元年10月1日改正

市民交流センター料金表（基本料金）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	冷暖房
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで	1回
多目的ホール	円 3,230	円 3,760	円 4,280	円 1,890
ホワイエ	720	830	930	420
イベントホール	1,880	2,200	2,400	1,040
会議室201	1,250	1,450	1,670	730
会議室202	930	1,030	1,250	520
会議室203	410	510	620	210
会議室204	410	510	620	210
会議室301	1,030	1,250	1,350	630
会議室302	510	620	720	310
会議室303	510	620	720	310
会議室304	720	930	1,030	420
会議室305	720	830	930	420
会議室306	720	830	930	420
会議室401A	1,150	1,350	1,560	630
会議室401B	1,250	1,450	1,560	730
会議室501	510	620	720	310
音楽練習室1	300	410	410	110
音楽練習室2	200	200	300	110
音楽練習室3	620	720	830	110
I C Tルーム	2,500	2,820	3,230	1,360
食育室	1,250	1,450	1,670	210
展示用壁面	1区画（縦2.8メートル、横1.25メートル）につき50円			—
市民サロン（専用する場合に限る。）	床面積1平方メートルにつき1時間当たり3円。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあってはこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。			—

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の200に相当する額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の400に相当する額とする。
- 3 1回とは、午前、午後、夜間をそれぞれ単位とする。